

令和5年度 岡山県立勝山高等学校 いじめ防止基本方針

いじめに関する現状と課題

- ・ いじめの問題が表面化した事例はあまり見られないが、人間関係のトラブルなどから、いじめにつながる可能性は低いと考えられる。
- ・ 現在のところ比較的早期に対応することができているが、ネット上のトラブル等、教員が把握しにくいことが考えられるので常に注意を払う必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・ 個別面談や、学校生活アンケート、アセス検査などを行い、いじめの実態が判明するとただちに調査を行い、いじめ対策委員会で対応策を講じる。
- ＜重点となる取組＞
- ・ 学校祭や球技大会などの学校行事を通じて、他者を認めたり、協力したりすることの大切さ、自己肯定感や充実感をもたせられるような学校づくり。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
＜連携の内容＞ ・ P T A役員会、役員会などで、学校の方針を理解していただくとともに、意見をお聞きする。また、学校の現状や課題を報告し、情報交換を行う。 ・ 学校評議員会で意見をうかがう。 ・ 長期休業中の個別面談等で生徒の様子をうかがう。 ・ 勝山中学校区生徒指導総合連携推進委員会、及び勝山地域青少年育成協議会で、地域の方々と生徒の現状等の意見交換を行う。	いじめ対策委員会 ＜対策委員会の役割＞ ・ 「いじめ防止基本方針」の策定・検証 ・ 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や年間計画の作成 ・ いじめに関する相談窓口 ・ 発生したいじめ事案への対応 ・ いじめ防止に向けた活動 ＜対策委員会の開催時期＞ ・ 定例は年3回、必要に応じて臨時会を開催 ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞ ・ 職員会議や職員朝礼で全教職員に周知 ＜構成メンバー＞ ・ 校外 心理や福祉の専門科（S C、S S W） ・ 校内 校長、副校長、主幹教諭、生徒課長、厚生課長、学年主任、（当該担任、教育相談係、養護教諭） 全 教 職 員	＜連携機関名＞ ・ 岡山県総合教育センター教育相談室、岡山県教育庁義務教育課生徒指導推進室 ＜連携の内容＞ ・ 情報交換や指導助言 ＜学校側の窓口＞ ・ 副校長 ＜連携機関名＞ ・ 真庭警察署 ＜連携の内容＞ ・ 心と命にかかわる講演会 ・ 情報交換や指導助言 ＜学校側の窓口＞ ・ 生徒課長

学 校 が 実 施 す る 取 組

1 いじめの防止	ア 生徒会活動 他者を理解し、他者を尊重するというような内容を盛り込んだ生徒憲章について、全校生徒への周知を図る。学校行事等で、お互いが協力し合うことの大切さに気づける指導を展開する。 いじめについて考える週間において、いじめの防止の標語を作成し、いじめの防止の意識を高める取り組みを行う。 イ 社会貢献活動 社会貢献活動を通じて、自分がかげがえのない存在であることに気づかせ、自己肯定感や充実感をもたせる。 ウ 夢現プロジェクト 自分の志望する進学・就職先、また、地域の様々な資源について研究し、学習発表会で発表することによって、他者の考えを受け入れるとともに自分自身の見聞を深める。 エ 心と命の講演会 外部講師を招いて、自分自身の心と命を守るということをテーマに、人権教育講演会を行う。
2 早期発見	年2回、生徒全員を対象に学校生活に関するアンケート（いじめに関するアンケート）およびアセス検査を実施し、生徒の現状をつかむことによって、いじめの事象の把握に努める。 教育相談の窓口や保健室を中心に、生徒がいつでもいじめの状況について訴えたり、相談できたりできる環境を確保する。 クラスごとに年4回以上の面談をすることによって、進路相談とともに、学校生活の中で抱えている問題等があれば、訴えやすい環境を提供する。 月に1回程度、学校カウンセラーを招いて、いじめの問題を含めた教育相談の機会を設定する。
3 いじめへの対応	いじめを受けているということを訴えてきたり、そのような情報を受けたりした場合は、生徒課、学年団を中心に、当該生徒から事情を聴くなどしてその実態把握に努め、いじめの有無について確認をとる。 いじめの実態が明らかになった場合は、いじめ対策委員会を開き、その対策について協議し、方針を決めて対応をとる。いじめられた生徒の人権回復を優先として取り組む。